

【テーマ 2】 国際都市としての質を備えた大阪

めざす方向

- ◎世界的な大学間競争を勝ち抜き、より強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として存在感を高めるため、大阪府立大学と大阪市立大学で取りまとめた「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）を踏まえ、世界に展開する高度な研究型の公立大学をめざします。
- ◎すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」を基本理念に総合的な施策の推進に努めます。
- ◎「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざした取組を総合的に推進します。特に「あらゆる分野における女性の活躍」を推進するため、産官学労のオール大阪で連携し、取組を進めます。
- ◎「大阪府府民協働促進指針」に基づき、各団体間の協働の取組を促進するとともに、団体の自立化促進に向けた環境整備を図り、共助社会の実現をめざします。

（中長期の目標・指標）

- ・第3期中期目標期間（平成29年度～平成34年度）中における大阪市立大学との統合による新大学の実現に向け、準備を進めます。
- ・人権尊重の社会を実感できるよう、啓発、相談等の人権施策に取り組みます。
- ・「男女共同参画社会」という用語の周知度 平成32年度までに100% [参考] 54.8%（26年度）「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」
- ・地域における活動が以前より活発になったと感じている府民の割合 平成30年度：30%
- ・認定NPO法人の数 平成30年度：50法人「大阪府府民協働促進指針」

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（取組結果）＞												
<p>■ 府立大学及び市立大学の統合に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市及び両大学と連携を図りながら、法人統合を行うあわせて、大学統合に向けた準備を進める <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">（スケジュール）</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">30年</td> <td style="width: 10%;">5月</td> <td>運営協議会立ち上げ</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>9月</td> <td>新法人中期目標等の議案を議会へ提出</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>10月</td> <td>法人新設合併認可申請書を国へ提出</td> </tr> <tr> <td>31年</td> <td>4月</td> <td>法人統合 中期目標を新法人へ指示</td> </tr> </table>	30年	5月	運営協議会立ち上げ	30年	9月	新法人中期目標等の議案を議会へ提出	30年	10月	法人新設合併認可申請書を国へ提出	31年	4月	法人統合 中期目標を新法人へ指示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">◇活動指標（アウトプット）</div> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市及び両大学と緊密に連携を図りながら、法人統合を着実に進めるとともに、新大学設立に向けた協議・検討を進める <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</div> <ul style="list-style-type: none"> ・31年4月の法人統合 ・新法人に対し、中期目標に掲げる取組みを指示 	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;">年度当初は空欄</div>
30年	5月	運営協議会立ち上げ												
30年	9月	新法人中期目標等の議案を議会へ提出												
30年	10月	法人新設合併認可申請書を国へ提出												
31年	4月	法人統合 中期目標を新法人へ指示												

人権意識の高揚と人権擁護に資する施策の推進

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（取組結果）＞
<p>■府民の人権意識を高めるための啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権の意義及びその重要性等について府民の理解を深めるため、様々な啓発活動を行う <p>（スケジュール）</p> <p>30年5月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内大学と連携した人権啓発（5月～10月） スポーツ組織と連携した人権啓発（8月～10月） 駅コンコース等のデジタルサイネージ（電子看板）を活用した人権啓発（12月）（人権週間中） <p>30年7月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権啓発詩・読書感想文の募集表彰事業（表彰式：31年1月） <p>30年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティの人権問題についての理解増進府職員向け研修（9月～12月） 府民向け講演会 <p>30年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権情報誌「そうぞう（No.43）」発行 <p>31年2月</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権情報誌「そうぞう（No.44）」発行 人権情報ガイド「ゆまにてなにわ（ver.33）」発行 <p>30年12月（北朝鮮人権侵害問題啓発週間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ブルーリボンキャンペーン、ブルーリボンライトアップ、パネル展示等を実施 	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の意識を若年層に普及させるため、府内大学及びスポーツ組織と連携した啓発事業を実施する <ol style="list-style-type: none"> ①著名人とタイアップした効果的な人権啓発手法の検討及びコンテンツの作成（府内大学生への委託） ②スポーツ組織が発行する広報媒体への広告掲載 ③スポーツ試合会場での人権啓発 人権意識の高揚を図るため、ヘイトスピーチ、同和問題等をテーマとする啓発を実施する <ul style="list-style-type: none"> ○駅コンコース等のデジタルサイネージ（電子看板）を活用した人権啓発 一人でも多くの方に人権について身近に考えていただくため、人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さなどをテーマに、府内小・中・義務教育・支援学校の児童・生徒を対象に詩・読書感想文を募集し、表彰する 性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組として、府職員向けの研修を継続するほか、府民向け講演会を開催する <ol style="list-style-type: none"> ①府職員研修（基礎2回・専門2回） ②府民向け講演会 一般府民や人権関連団体等を対象とした啓発冊子を発行する <ol style="list-style-type: none"> ①人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」（府民向け4万部） ②人権情報誌「そうぞう」（行政機関、学校、人権関連団体等向け：2回発行で各4,000部） 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、様々な啓発を行うことで、拉致問題に関する府民の関心と認識を深める <p>◇成果指標（アウトカム）</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な啓発活動を展開することにより府民の人権意識が高まる 	<p>年度当初は空欄</p>

■府民が身近な場で人権について学べる機会を増やすための環境整備

・参加・体験型の学習機会を充実させるため、参加・体験型の人権研修が府民の身近なところで実施される環境を整備する

（スケジュール）

- 通年
 - ・ファシリテーター用 人権教育教材の普及
- 30年7月～
 - ・人権啓発ファシリテーター講座の開講
 - 養成コース（7月～8月）
 - スキルアップコース（11月～12月）
- 30年9～31年3月
 - ・市町村出前講座

■「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」(*21)の周知・啓発

・部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する調査等を規制する本条例を府民・事業者等に周知・啓発する

（スケジュール）

- <条例啓発推進月間（10月）に向けた取組み>
- 30年4月
 - ・関係団体に広報誌での周知を依頼
- 30年5月
 - ・啓発ポスター・パンフレットの作成・配布計画策定
- 30年6～9月
 - ・啓発ポスター・パンフレットの作成・配付
 - ・SNSによる発信情報の検討・作成
- 30年10月
 - ・条例啓発推進月間における周知・啓発活動

◇活動指標（アウトプット）

- ・参加・体験型学習の促進役であるファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けるための養成講座及びスキルを高めるためのスキルアップコースを開講する
 - 養成コース 13名（平成29年度：12名）
 - スキルアップコース 18名（平成29年度：18名）
- ・地域における参加・体験型講座の普及・定着をめざし、参加・体験型講座が定着していない市町村を中心に、府と市町村が連携した形で参加・体験型講座を開催する
 - 開催箇所数：6箇所（平成29年度：6箇所）

◇成果指標（アウトカム）

- ・市町村等が、地域や職場等、府民の身近なところで、参加・体験型の人権研修を自発的に実施する

◇活動指標（アウトプット）

- ・条例啓発推進月間（10月）において、SNSを活用した府民向けのわかりやすい条例解説情報の発信、鉄道各社の主要駅での啓発ポスターの掲出、府及び市町村等の広報紙への掲載等集中的な取組みを実施
 - 啓発ポスター作成：4,500枚（平成29年度：4,500枚）
- ・人権週間（12月）における集中啓発活動
 - 駅コンコース等のデジタルサイネージ（電子看板）を活用した人権啓発（ヘイトスピーチと交互に投影）（一部再掲）
- ・市町村実施の人権啓発イベントでパンフレット配布の依頼等
 - 啓発パンフレット作成：35,000部（平成29年度：35,000部）

年度当初は空欄

<p><人権週間を中心とした啓発機会の拡大> 30年5月～11月 ・市町村との連絡調整 30年8月～11月 ・デジタルサイネージ（電子看板）の広報内容作成 30年12月 ・駅コンコース等のデジタルサイネージ（電子看板）を活用した人権啓発 随時 ・市町村が実施するイベント等での周知・啓発</p> <p>■人権相談機能の充実・強化を通じた人権擁護の推進 ・総合相談事業交付金を活用し、市町村の相談事業を推進する 【交付対象市町村：府内43市町村】 （参考）平成29年度：創意工夫（相談対応の質的向上・体制整備）の取組市町村数（延べ）：323（見込） ・市町村における人権相談事業やそれにあたる人権相談員の養成を支援する 【人権相談事業の支援：1.市町村人権相談サポート、2.専門家との連携相談支援、3.相談事例研究会、4.おおさか相談フォーラムの実施】 【人材の養成：人権総合講座の実施】 （参考）平成29年度：8コース等123講座 ※31年3月に、上記人権相談事業及び人材養成に係る5事業について、市町村への評価アンケートを実施</p>	<p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標） ・府民・事業者に条例の浸透を図り、部落差別事象の発生を防止する （数値目標） ・条例違反件数：0件</p> <p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標） ・市町村の取組実績に基づき交付金を交付し、きめ細かな相談対応や相談体制の整備等、市町村の相談事業の効果的な取組を促す ・府民が身近なところで安心して相談できる体制を推進するため、市町村の人権相談機能の強化及び人材の養成を支援する （数値目標） ・市町村アンケート〔5段階評価〕の評価を4.0以上（平均値）とする</p>	<p>年度当初は空欄</p>
--	---	----------------

平和施策の展開

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（取組結果）＞
<p>■「ピースおおさか」(*22)の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展や特別展を通じ、小中学生をはじめ多くの方への利用促進を図る ・魅力ある企画事業の実施等を通じ、積極的な情報発信を行うとともに、戦略的な広報活動を実施することで、さらなる利用促進を図る <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展示：30年 5月～7月 8月～12月 ・企画事業：30年 8月 終戦の日 9月 開館の日 12月 開戦の日 31年 3月 大阪大空襲の日 <p>このほかにも趣向をこらした企画事業を積極的に実施する 「出かける展示」：通年 資料貸出し：通年 広報活動：通年</p>	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展示 3回（平成29年度：3回） ・企画事業 8回（平成29年度：8回） ・「出かける展示」12回（平成29年度：16回） ・貸出資料利用者 140,000人 （平成29年度：140,616人） <p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承する <p>（数値目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間入館者数：78,000人 （平成29年度：68,586人） 	<p>年度当初は空欄</p>

男女共同参画施策の推進

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（取組結果）＞
<p>■あらゆる分野における女性の活躍</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「OSAKA 女性活躍推進会議」(*23)を運営し、産官学労協働で「OSAKA 女性活躍推進 ドーン de キラリフェスティバル 2018」を開催し、女性の活躍推進に向けた機運を醸成する ・女性活躍推進リーダー養成講座「OSAKA 輝（キラリ）塾」、 「ロールモデルに出会える！社会人女性交流会（仮称）」を開催し、働く場における女性の活躍推進に向けた意識啓発を図る ・学生等を対象に、ライフデザインセミナー、若者と社会人の交流会を開催し、自分らしい「働き方・生き方」を考える機会を提供する ・各種研修事業について、内容・回数ともに充実させ、市町村職員、教職員等人材の育成に努める ・上記取組にあわせ、「OSAKA 女性活躍推進会議」のネットワークを活用する等、「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度(*24)、「男女いきいきプラス」事業者認証制度(*25)を積極的にPRし、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を呼びかける ・女性活躍を推進する事業者を顕彰するため、「男女いきいき」事業者表彰(*26)を実施する <p>（スケジュール）</p> <p>30年 4月 OSAKA 女性活躍推進会議の開催 （共催、広報協力等の協議）</p> <p>30年 6月～ 「OSAKA 輝（キラリ）塾」等の開催</p> <p>30年 9月 ドーン de キラリフェスティバルの開催</p> <p>30年 10月 OSAKA 女性活躍推進会議の開催 （31年度に向けた連携事業の検討）</p> <p>31年 1～2月 「男女いきいき」事業者表彰式の開催</p>	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「OSAKA 女性活躍推進会議」の運営（2回） ・「OSAKA 女性活躍推進 ドーン de キラリフェスティバル 2018」の開催（9月） ・女性活躍推進リーダー養成講座「OSAKA 輝（キラリ）塾」の開催（4回） ・「ロールモデルに出会える！社会人女性交流会(仮称)」の開催（2回） ・高校・大学等でのライフデザインセミナーの開催（3カ所） ・若者×社会人の交流会の開催（1回） ・上記に加え、府が実施する各種研修等事業（計 25 回） ⇒市町村職員向け研修 6 回、教職員向け研修 4 回、企業向け講座 2 回、府民向け講座 3 回 （平成 29 年度：24 回） ・「男女いきいき・元気宣言」登録事業者数：420 社 （平成 29 年度末：383 社） ・「男女いきいきプラス」認証事業者数：40 社 （平成 30 年度よりスタート） <p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍推進に取り組む企業を増やし、環境整備に努める <p>（数値目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者・人事担当者セミナー来場者のアンケート調査で「女性活躍推進や女性採用の取組を推進したい」と回答した参加者割合：9 割以上 （平成 29 年度：97.1%） ・社会で女性の活躍が以前より進んだと思う府民の割合：79%（平成 29 年度：72.3%） 	<p>年度当初は空欄</p>

■男女共同参画施策の充実とドーンセンター(*27)の魅力向上

- ・ドーンセンターを中心に、大阪全体の男女共同参画施策の充実を図るため、以下の取組を行う
 - DV 等さまざまな問題を抱える人を支援するため、ドーンセンターにおいて、女性相談、法律相談、男性相談を実施する
 - 府内市町村の相談窓口や男女共同参画センターの女性相談体制を充実させていくため、市町村相談員研修、ブロック別研修を開催し、広域自治体として府域で展開される相談事業の質の向上を図る
- ・ドーンセンターの魅力向上に資する事業や広報のあり方について、指定管理者と定例会議等の場で意見交換を行うとともに、連携して企画、検討を行い、入館者数の増加を図る

(スケジュール)

- 30年 4月 市町村所管課長会議
- 30年 5月 男女共同参画企画推進員会議
- 30年 6月～ 市町村相談員等スキルアップ研修(2回)
- 30年 9月～ ブロック別研修(7回)
- ※啓発事業については、上記項目に記載
- ※相談事業、指定管理者による自主事業は通年実施

■DV対策へ着実な推進

- ・ドーンセンターにおける相談事業の中で DV に関する相談に対応するとともに、DV 被害者のためのサポートグループを開催する
- ・女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発事業として、府内施設のパープルライトアップを実施する
- ・新 DV 防止基本計画(*28)に基づく取組を進める
- ・DV 被害者を発見しやすい立場にある医療関係者及び教職員向けの DV 被害者対応マニュアルについて、関係機関へ活用を促す

◇活動指標 (アウトプット)

- ・相談事業の着実な実施及び専門性の維持・向上
 - 女性相談(電話、面接)、DV 被害・性暴力被害に悩む女性のための法律相談、男性相談(電話)を実施
 - 市町村相談員等を対象に、スキルアップ研修(2回)、ブロック別研修(7回)、総括研修(1回)を実施
- ・上記項目に記載のフェスティバルやセミナー等の啓発事業を実施

◇成果指標 (アウトカム)

- (定性的な目標)
 - ・ドーンセンターを中心に、男女共同参画施策の充実や啓発事業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識向上、機運醸成を図る
- (数値目標)
 - ・社会で女性の活躍が以前より進んだと思う府民の割合：79% (平成29年度：72.3%) (再掲)
 - ・ドーンセンターの年間入館者数：350,000人 (平成29年度：346,788人)

◇活動指標 (アウトプット)

- ・相談事業の着実な実施及び専門性の維持・向上(再掲)
- ・DV 被害者のためのサポートグループの開催(毎月1回)
- ・パナソニックスタジアム吹田において、パープルリボンキャンペーンとして啓発イベントを実施
- ・天保山大観覧車、ドーンセンター等を、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップ
- ・全市町村でパープルリボンキャンペーンを実施

年度当初は空欄

<p>(スケジュール) 30年 4月 配偶者からの暴力対策所管課長会議 毎月1回 DVセンター会議 30年 11月 パープルリボンキャンペーン、ライトアップ 31年 1月 「女性に対する暴力」対策会議実務者会議</p> <p>■府における審議会での女性委員登用の促進 ・女性が少ない分野における人材情報データベースの充実を図り、女性委員の登用に向けた働きかけを行う</p> <p>(スケジュール) 30年 6月～ 次長会議等の場で女性委員登用について説明、依頼 庁内各部局へ説明、依頼</p>	<p>◇成果指標 (アウトカム) (定性的な目標) ・女性に対する暴力形態に関する府民の認識を高め、DV被害者、加害者の発生を未然に防止する</p> <p>(数値目標) ・配偶者・パートナー間における「平手で打つ」行為を暴力として認識する府民の割合：72% (平成29年度 67.6%)</p> <p>◇活動指標 (アウトプット) ・人材情報データベース登録数：前年度以上 (平成29年度：946人) ・次長会議等の場を通じた働きかけの実施 ・各部局における審議会等委員に対する働きかけの実施</p> <p>◇成果指標 (アウトカム) (定性的な目標) ・政策・方針決定過程への女性の参画を進める</p> <p>(数値目標) ・審議会の女性委員登用率：34% (平成29年度：30.6%)</p>	<p style="text-align: center;">年度当初は空欄</p>
--	---	--

府民協働による共助社会の実現

<今年度何をするか (取組の内容、手法・スケジュール) >	<何をどのような状態にするか (目標) >	<進捗状況 (取組結果) >
<p>■寄附文化の機運の醸成に向けた取組の促進 ・府内のどの市町村でも市民税の控除を受けることができるよう、3号寄附金条例 (※1) を導入していない府内9市に条例制定を働きかけ、府内における寄附文化の機運の醸成を図る また、4号寄附金条例 (※2) に基づく法人指定を行うため、市町村、中間支援団体等を通じて、広報・啓発を行い、市民公益税制 (*29) を推進する</p>	<p>◇活動指標 (アウトプット) ・3号寄附金条例制定市町村：前年度以上 (平成29年度：34市町村) ・認定NPO法人数：50法人 (平成29年度：47法人)</p>	<p style="text-align: center;">年度当初は空欄</p>

・税制上の優遇措置を受けることができる認定NPO法人の増加をめざす

- ※1 大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例（平成26年度制定）
- ※2 大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金に関する条例（平成27年度制定）

(スケジュール)

30年 5月 市町村に対する意向調査
 30年 7～8月 市町村ブロック単位説明会

■ 地域における協働の取組の推進

- ・相互理解の促進やイコールパートナーの関係を構築するため、市町村やNPO法人、自治会等が一堂に会してお互いの取組内容等を情報交換する交流会を開催する
- ・市町村等が円滑にNPO法人等との協働による取組を促進することができるよう、府域におけるNPO法人やボランティア団体等の先導的な取組を収集し、情報発信する

(スケジュール)

30年 4月 市町村に対し交流会に関する周知文発送
 30年 5月 市町村に対する全体説明会
 30年 7～8月 市町村ブロック単位説明会
 ～31年 2月 先導的な取組の取材・情報発信

◇成果指標（アウトカム）

（定性的な目標）
 ・寄附による支援が充実することにより、各法人の財政基盤が安定し、地域における民間公益活動の活性化と地域課題の解決が促進される

（数値目標）
 ・地域における活動が以前より活発になったと感じている府民の割合：30.0%（平成29年度：27.1%）

◇活動指標（アウトプット）

- ・交流会開催市町村：府内4市町村（平成29年度：3市町）
- ・先導的な取組の情報発信：4団体（新規分）（平成29年度：4団体）

◇成果指標（アウトカム）

（定性的な目標）
 ・さまざまなノウハウや知識を持った団体の連携・協力が促進されることで、地域ニーズに応じた質の高いサービスが提供される
 ・府域の先導的な取組を発信することで、府民の協働の意識が広く定着・普及されるとともに、市町村等において新たなノウハウ等を収集することが可能となり、地域の実情に応じた課題解決を図ることができる

（数値目標）
 ・地域における活動が以前より活発になったと感じている府民の割合：30.0%（平成29年度：27.1%）

年度当初は空欄